

国際日本文化研究センター共同研究外部評価委員会設置要項

平成30年3月7日制定

(平成30年3月7日センター会議 承認)

(趣旨)

第1条 この規則は、第3期中期目標期間に係る国際日本文化研究センターの機能強化推進に向けた改革実施に基づき、外部評価委員会を設置するために必要な事項を定めるものである。

(名称)

第2条 名称は、国際日本文化研究センター共同研究外部評価委員会（以下「委員会」という。）とする。

(任務)

第3条 委員会は、国際日本文化研究センター所長（以下「所長」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同研究に係る年次点検に関すること。
- (2) 共同研究に係る終了時評価に関すること。
- (3) その他共同研究に関する外部評価に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、外部の有識者5名程度で組織し、所長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 第3条に掲げる任務を遂行するため、委員長が必要と認めるときは、国際日本文化研究センター教職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(外部評価結果の公表)

第9条 所長は、年次点検・外部評価を受けた場合は、報告書として運営会議に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年3月7日から施行する。